

## パラレルレポート（子どもと教育） ＊資料編

全国障害者問題研究会 品川 文雄

### （子ども・乳幼児期の支援の課題）

- 1 障害の診断を受ける前後の支援に関する国のシステムが曖昧で、自治体間の格差が大きい。
- 2 最初の療育を選択するときの支援について、待機がある。子どもにふさわしい相談の場が公的に保障されていない。
- 3 療育の費用は食費も含めて保護者の所得によるために応益負担がある。
- 4 子ども・子育て支援制度が始まり、これまで以上に保育所での障害児保育の地域格差が大きくなる。障害があることが保育の必要性として認められなければ保育所入所がむずかしくなる。障害のある子どもは「小規模保育」に誘導されるのではないかという懸念が広がっている。

### （教育）

1 「すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援」を充実するとして特別支援教育の発足から8年たったにもかかわらず、障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもが、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の通常の学校で学ぶために必要な教育条件の整備は、不十分なままである。通常の学級に在籍する90%前後の障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもが、何の支援のないまま、放置されている実態がある。

◇通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする子どもは、66万名、1校あたり21名と推定される。

◎1校あたりの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする者の推定数

- ・平成25年度（2013年度）の学校数は31,759校（小21,131校、中10,628校）、児童生徒数は10,213,102名（小6,676,920名、中3,536,182名）である。
- ・報告では「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」は6.5%とされ、これに児童生徒数をかけると663,852名となる。

児童生徒数  $10,213,102 \times 0.065 = 663,852$

◎1校あたりの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする者の推定数は、20.9名である。 $663,852 \text{ 名} \div 31,759 \text{ 校} = 1 \text{ 校あたり } 20.9 \text{ 名}$

～「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（文部科学省初等中等教育局特別支援課）より引用。

◇これに対し、日常生活の介助や学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員（註1）は、1校あたり1.24名しか配置されていない。

◎2015年度の特別支援教育支援員数は39,400名。公立小中学校数は31,759校。小中学校1校につき1.24名の配置となる。（註2）

◎全国特別支援学級設置学校長協会の調査（註3）でも、特別支援教育支援員の配置が0名の学校は28%もあり、1名配置38%、2名配置19%となっている。

◇文部科学省の調査でも、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒」の87.2%が、「特別支援教育支援員の支援の対象になっていない」と回答。

**2 障害のある児童生徒が通常の学級に在籍しながら、障害の状態に応じた指導を受ける通級指導教室は、増加しているものの不十分である。**

◇通級指導教室の設置校の比率は11.6%（2013年度）であり、おおよそ10校に1校の設置である。これでは、9校の子どもは、他校で障害の状態に応じた指導を受けることになり、通級を希望したとしても、他校に通級できない子どもは指導が受けられないことになる。

◎（通級指導教室設置校3,557校）÷（公立小中学校数30,610校）=11.6%。

おおよそ10校に1校の設置である。

◇通級指導教室で障害の状態に応じた指導を受けている学習障害、ADHD、自閉症、情緒障害等の子どもは、41,744名（2013年度）であり、これは通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする子ども全体の6.2%に過ぎない。

◎文部科学省の調査から推定される子どもの数は663,852名、一方、通級指導教室で障害の状態に応じた指導を受けている学習障害、ADHD、自閉症、情緒障害等の子どもは41,744名（2013年度）であり、これは全体の6.2%に過ぎない。

◇通級指導教室を受けている子どもの半数は、週1時間以下の指導しか受けていない（2013年度）。

◎制度発足時には最大週8時間が想定されていたが、通級指導教室で指導を受けている子どもの52%は、週1時間以下の指導しか受けていない。

◎通級指導教室で指導を受けている子どもの数は77,882名。その内、週1時間以下の指導を受けている子どもの数は39,583名（2013年度）。 $39,583 \div 77,882 = 50.8\%$

◎これは必要に見合う教員が配置されていないことによる。教員一人あたりの担当の子ども数は、12.6名である。 $77,882 \div 6,205 \text{名（担当教員数）} = 12.6 \text{名}$

◇文部科学省の調査でも、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒」の93.3%が「通級による指導を受けていない」と回答。

**3 特別支援学級に在籍する子どもが急増している。**

◇この10年間（2003年度～2013年度）に限っても、特別支援学級数は1.6倍に、特別支援学級在籍者数は2.0倍に増えている。

	2003年度	2013年度	増加数	03/13
学級数	30,921	49,743	+18,822	1.6倍
在籍者数	85,933	174,881	+88,948	2.0倍
1c在籍者数	2.8名	3.5名		

**4 特別支援学校に在籍する子どもが急増している。小学1年から入学する子どもも増えているが、増加の多くは転入、転入学であり、特に中学部1年、高等部1年が多い。**

◇この10年間（2003年度～2013年度）に限っても、特別支援学校数は1.1倍に、特別支援学校在籍者数は1.4倍に増えている。

	2003年度	2013年度	増加数	03/13	
学校数	995 (77)	1,080 (105)	+95	1.1倍	( ) は分校数
在籍者数	96,473	132,570	+36,097	1.4倍	

◇一方、この10年間（2003年度～2013年度）に限っても、全子どもの数は、1,286,824名減少（約9%減少）する中で、特別支援学級在籍者数2.0倍、特別支援学校在籍者数1.4倍の増加は尋常でなく、要因の検討が必要である。

	2003年度	2013年度	増加数	03/13	2014年度
全在籍者数	14,849,792	13,562,968	-1,286,824	0.913倍	13,469,858

◇茨城県のT特別支援学校知的障害部門の子ども数は132名（2007年度開校時）から277名（2014年度）に増えている。小学部6年から中学部1年、中学部3年から高等部1年に増加が著しい。

・例えば、2007年度入学の子ども数の変化～11名が32名に増加している。

11（小1）→12→14→18→19→22→31→32（中2） +21名

・例えば、07年度小5の子ども（2014年度卒業）数の変化～10名が42名に増加している。

10（小5）→12→24→25→27→43→42→42（高3） +32名

・小学部6年から中学部1年、中学部3年から高等部1年に増加が著しい。

小1→2（8） 小2→3（3） 小3→4（19） 小4→5（10） 小5→6（7） 小6→中1（67） 中1→2（8） 中2→3（5） 中3→高1（79） 高1→2（1） 高2→3（0）

5 特別支援学校に在籍する子どもの急増にもかかわらず、教育条件の整備は、きわめて不十分なままである。幼稚園・小学校・中学校・高等学校等には「学校を設置するのに必要な最低の基準」としての「設置基準」があるのに、特別支援学校にはない。幼稚園・小学校・中学校・高等学校等では考えられないほど教育条件が悪化している。教育条件の悪化は、特に知的障害特別支援学校で顕著である。

（註4）

◇特別支援学校で必要とされる面積（必要面積）に対し、実際の保有面積は3分の2である。

	2003年度	2004年度	2013年度	2014年度
必要面積	8,454	8,519	9,920	10,151
保有面積	5,544	5,600	6,637	6,766
充足率	65.6%	65.7%	66.9%	66.7%

◇学校種別ごとの保有面積の充足率を経年で比較すると、他の学校種別は改善が見られるが、特別支援学校はほぼ横ばいである。

	2003年度	2013年度	2014年度
特別支援学校	65.6%	66.9	66.7
小学校	94.7%	100.0	100.6
中学校	103.4%	108.0	108.2
高校	80.3%	86.9	86.6
幼稚園	91.2 %	101.6	103.5
合計	92.3 %	97.6	97.8

◇文部科学省によると特別支援学校の教室不足は、3,963教室（2014年10月1日現在）。

◇茨城県の特別支援学校の教室不足は、155教室（2013年5月1日現在、茨城県教育庁財務課）。

	2003年度	2005年度	2013年度
不足教室数	84	129	155

◇現場の声（茨城）

・「特別支援学校の教室不足と教育活動への影響」（鶴町喜代子 2015.3.14）によれば、教室不足によ

る問題点として、

- ・「教室にゆとりがないため窮屈であるだけでなく、互いの声が響きやすく、騒然としている。そのことで不安定になってしまう子もいる」
- ・「特別教室や作業室を教室として転用したことで、作業学習が限定されたり、作業を教室で行うため準備片付けの時間がとられ授業時間が短くなった」
- ・「音楽室、体育館を2学年合同で使用している」
- ・「カーテンを仕切ったり、廊下の空きスペースを利用したりしてグループ学習を行なっている」
- ・「更衣室、図書室、フリースペースなど子どもたちの生活のなかで必要な場が作れない」などがあげられている。

註1 特別支援教育支援員とは～障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者をいう。

註2 「公立小中学校における特別支援教育支援員（介助員及び学習支援員等）活用状況」（文部科学省）より引用。

註3 「全国特別支援学級設置学校長協会 平成26年度全国調査報告」（全国特別支援学級設置学校長協会）より引用。

註4 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課「公立学校施設実態調査報告平成26年度」